

返戻金制度に関して

当社は職業紹介により就職した求職者の方が、入社後に求職者都合により早期退職した場合、下記の通り紹介手数料を返戻する制度を設けております。

但し、求人者側の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料、または紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

※申込書・基本契約書等で別途定めた場合は当該定めによります。

<正規雇用>

入社後1ヶ月以内の退職の場合：紹介手数料50%を返金

入社後1ヶ月以上3ヶ月以内の退職の場合：紹介手数料20%を返金

<非正規雇用>

入社後1ヶ月以内の退職の場合：手数料50%を返金

許可番号 (34-ユ-300622)

株式会社 P.C.G

代表取締役 沖田勇樹